

19 サッシ施工職種(ビル用サッシ施工作業)

2010.12.13

作業の定義	建築物(主としてビル)の開口部に「窓」や「扉」等のビル用サッシを取り付ける作業をいう。
必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)	<p>(1)ビル用サッシ施工作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建築設計書等の読図作業 ②ビル用サッシ工事の段取り作業 <ul style="list-style-type: none"> 1.サッシの点検作業 2.躯体開口部の寸法取り作業 3.現場組立て作業 ③ビル用サッシの取付け作業 <ul style="list-style-type: none"> 1.図面による配置作業 2.基準墨によるけがき墨作業 3.サッシの正確な位置決め作業及び止付け作業 4.付属部材の加工取付け作業 5.付属金物の取付け作業 6.取付後の調整等の品質の確認作業 7.養生及び清掃作業 <p>(2)安全衛生作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③サッシ施工職種に必要な整理整頓作業 ④サッシ施工職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業
関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等当該するものを選択すること。)	<p>(1)関連作業</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.仮設工事作業 2.大工工事作業 3.鉄筋工事作業 4.コンクリート工事作業 5.鉄骨工事作業 6.防水工事作業 7.左官工事作業 8.組積作業 9.ALCパネル工事作業 10.板金工事作業 11.内装仕上げ工事作業 12.ガラス工事作業 13.塗装工事作業 14.金属工事作業 15.清掃工事作業 16.消防施設工事作業 17.電気工事作業 18.材料の管理作業 19.器具及び機械の保守管理作業 20.サッシ施工法及び作業手順等の管理作業 21.各種揚重運搬機械の運転作業(各種機械に応じて特別教育、技能講習等が必要。) 22.玉掛け作業(特別教育又は技能講習が必要。) 23.高所作業車運転作業(特別教育又は技能講習が必要。) 24.ゴンドラ作業(特別教育が必要。) 25.フォークリフト運転作業(特別教育又は技能講習が必要。) <p>(2)周辺作業</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.作業用機材の搬送作業(作業場内) 2.作業用機材の梱包・出荷作業 <p>(3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ</p>
使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)	<p>①サッシの素材(材料)による区分(一つ以上必ず使用すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">1.鋼製サッシ <li style="width: 50%;">3.アルミニウム合金製サッシ <li style="width: 50%;">2.ステンレス製サッシ <li style="width: 50%;">4.樹脂製サッシ(樹脂複合サッシ・木質複合サッシ) <p>②サッシの性能による区分(必要に応じた性能のサッシを使用すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">1.普通サッシ <li style="width: 50%;">4.防火戸(建築基準法の規定による防火設備の認定を受けているもの。) <li style="width: 50%;">2.防音サッシ <li style="width: 50%;">3.断熱サッシ <p>③ドアの素材(材料)による区分(必要に応じて使用すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">1.鋼製ドア <li style="width: 50%;">3.樹脂製ドア(樹脂複合ドア・木質複合ドア) <li style="width: 50%;">2.アルミニウム合金製ドア <p>④ドアの性能による区分(必要に応じた性能のドアを使用すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">1.普通ドア <li style="width: 50%;">4.耐震ドア <li style="width: 50%;">2.防音ドア <li style="width: 50%;">5.防火ドア(建築基準法の規定による防火設備の認定を受けているもの。) <li style="width: 50%;">3.断熱ドア <p>⑤サッシ・ドア取付用素材(材料)(一つ以上必ず使用すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">1.サッシアンカー <li style="width: 50%;">7.各種アングル材 <li style="width: 50%;">2.溶接棒 <li style="width: 50%;">8.養生用材料 <li style="width: 50%;">3.ねじ及びボルト <li style="width: 50%;">9.鉄筋(アンカー溶接用・各サイズ) <li style="width: 50%;">4.モルタル <li style="width: 50%;">10.結束線又は番線 <li style="width: 50%;">5.シーリング材 <li style="width: 50%;">11.ケミカルアンカー・オールアンカー <li style="width: 50%;">6.グレイジングチャンネル及びグレイジングビード <li style="width: 50%;">12.付属金物材

<p>使用する機械、設備、器具等（該当するものを選択すること。）</p>	<p>①機械、設備等（必要に応じて使用すること。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.高所作業車 2.揚重・運搬機（ホイス等） 3.玉掛用具 <p>②器具等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)作業用工具等（一つ以上必ず使用すること。） <ol style="list-style-type: none"> 1.ドライバ（＋・－） 2.ハンマ（片手ハンマ、ナイロンハンマ、カストリハンマ等） 3.バール 4.レンチ（モンキレンチ、めがねレンチ、ソケットレンチ、トルクレンチ等） 5.スパナ類 6.プライヤ（コンビネーションプライヤ、ウォーターポンププライヤ等） 2)切削工具等（必要に応じて使用すること。） <ol style="list-style-type: none"> 1.ドリル 2.ハンドタップ 3.ハンドソー（金鋸） 3)電動工具等（必要に応じて使用すること。） <ol style="list-style-type: none"> 1.電気ドリル 2.充電式ドリル 3.ハンマドリル 4.ディスクグラインダ 5.充電式ドライバ・ドリル 4)溶接機等（必要に応じて使用すること。） <ol style="list-style-type: none"> 1.交流アーク溶接機 2.エンジン溶接機 3.バッテリー溶接機 4.溶接用ケーブル 5)保護具等（一つ以上必ず使用すること。） <ol style="list-style-type: none"> 1.保護帽 2.安全帯 3.安全チョッキ 4.安全靴 5.溶接用保護面 <p>③計測器等（一つ以上必ず使用すること。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.直尺 2.鋼製巻尺 3.曲尺 4.下げ振り 	<ol style="list-style-type: none"> 4.各種足場 5.ゴンドラ 6.フォークリフト 7.しゃこ万力 8.ハンドバイス 9.カッタ 10.タップハンドル 11.墨つぼ（チョークライン） 12.楔（くさび） 13.水系（ピアノ線） 4.ホールカッタ 5.やすり 6.ジグソー 7.切断機（丸のこ） 8.インパクトレンチ 9.シャーレンチ 10.コードリール（電工ドラム、延長コード等） 5.溶接用ホルダ 6.ケーブル・コネクタ 7.ガス切断機 6.溶接用保護手袋 7.防塵作業用眼鏡 8.防塵マスク 9.消火器 5.水平器 6.レベル（レーザレベル、Yレベル、ダンピレベル、ティルティングレベル、オートレベル等） 7.スコヤ
<p>製品の例</p>	<p>ビル用サッシ施工作業〔「建設業法で定義された建具工事」の例示のうち、「金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事」〕による作業結果が製品である。</p>	
<p>移行対象職種・作業とはならない作業例</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1.現場作業が無い場合 2.サッシ製造作業 3.ビル用サッシ施工作業以外の内装仕上げ作業 4.防水施工作業 5.厨房設備施工作業 6.足場等の組立て・解体作業のみの場合 7.揚重・運搬機械の運転作業のみの場合 8.ゴンドラの取扱い作業のみの場合 9.ビル用サッシ施工作業以外の板金作業 10.ビル用サッシ施工作業以外の金属加工作業 11.ハツリ作業 12.現場打ちアンカー作業 13.上記の関連作業及び周辺作業のみの場合 	